

産業廃棄物処理計画書	
令和7 年 5 月 28 日	
久留米市長 殿	
提出者	
住 所 久留米市合川町2190-3	
氏 名 久留米企業局 久留米市企業管理者 石原 純治	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0942-43-5826	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	久留米市企業局上下水道部 放光寺浄水場
事業場の所在地	久留米市山本町豊田614
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	上水道事業
② 事業の規模	R6年度想定取水量 21,115,990m3
③ 従業員数	総勢37名（正社員14名、その他23名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図) 別紙のとおり					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	ガラスくず等	混合不燃物
	排出量	433,833.0 m3	0.6 t	0.2 t	0.8 t
	(これまでに実施した取組) ・ 高濁度時の取水制限 ・ 薬品注入管理による減量 ・ ろ過継続時間の延長による洗浄排水の減量				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	ガラスくず等	混合不燃物
	排出量	420,850.0 m3	- t	0.5 t	0.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 高濁度時の取水制限 ・ 薬品注入管理による減量 ・ ろ過継続時間の延長による洗浄排水の減量				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,632	m3	t
	(これまでに実施した取組) ・造粒固化・育苗・園芸客土への有効利用			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,808	m3	t
	(今後実施する予定の取組) ・造粒固化・育苗・園芸客土への有効利用			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	432,201	m3	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	419,042	m3	t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t		
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t		
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	ガラスくず等	混合不燃物
	全処理委託量	- m3	0.6 t	0.2 t	0.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- m3	0.6 t	0.2 t	0.6 t
	再生利用業者への処理委託量	m3	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	m3	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	m3	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				

②計画	【目標】				
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚 泥	廃 油	ガラスくず等	混合不燃物
	全 処 理 委 託 量	- m3	- t	0.5 t	0.5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- m3	- t	0.5 t	0.5 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	m3	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	m3	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	m3	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄					

別紙

1. 事業概要

(1) 事業概要

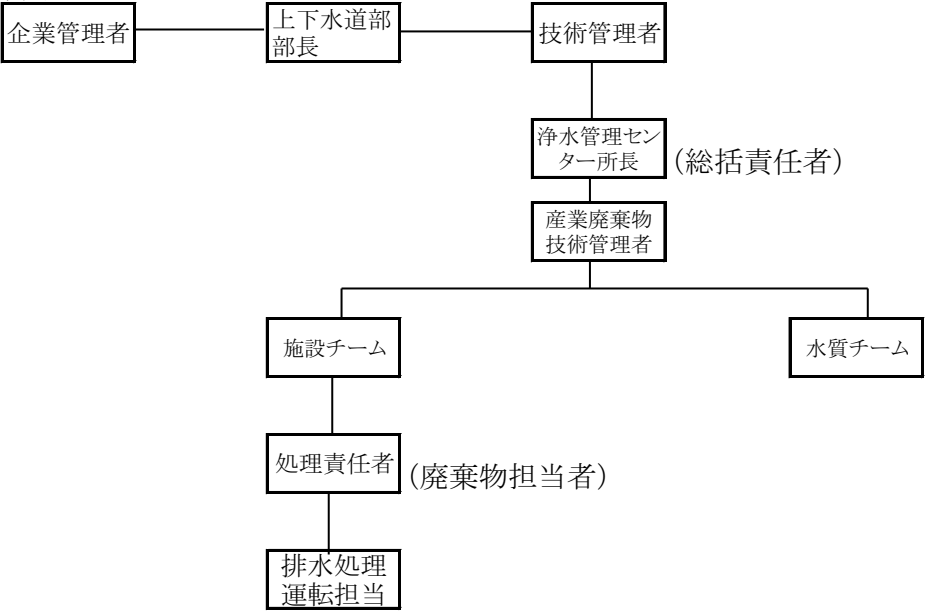
当浄水場は、昭和44年4月に給水開始し1日最大103, 000m³の処理能力を有し
久留米市内に水道水を供給できる施設として稼動している。水源は、筑後川表流水
である。

(2) 水処理工程図 【別紙①】

(3) 放光寺浄水場配置図 【別紙②】

2. 管理体制

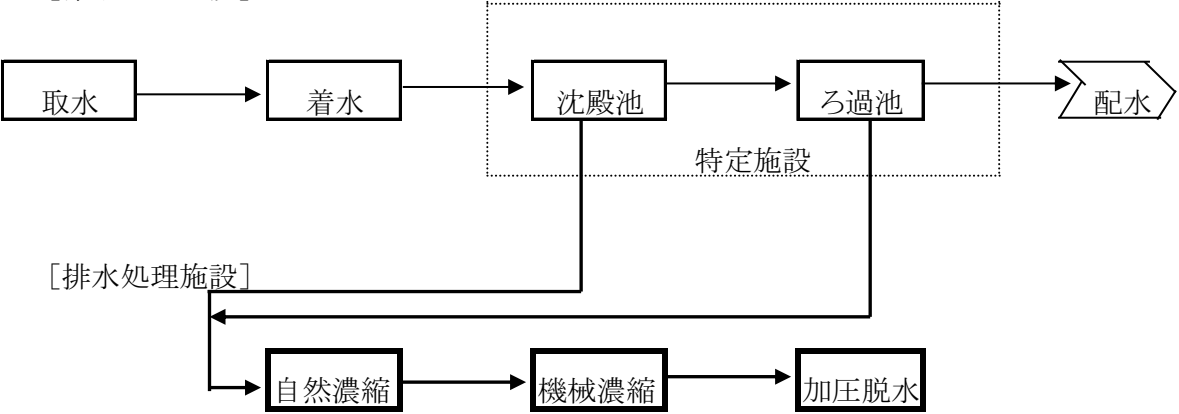
(1) 組織図



3. 廃棄物処理の現状

(1) 廃棄物の発生状況と処理状況

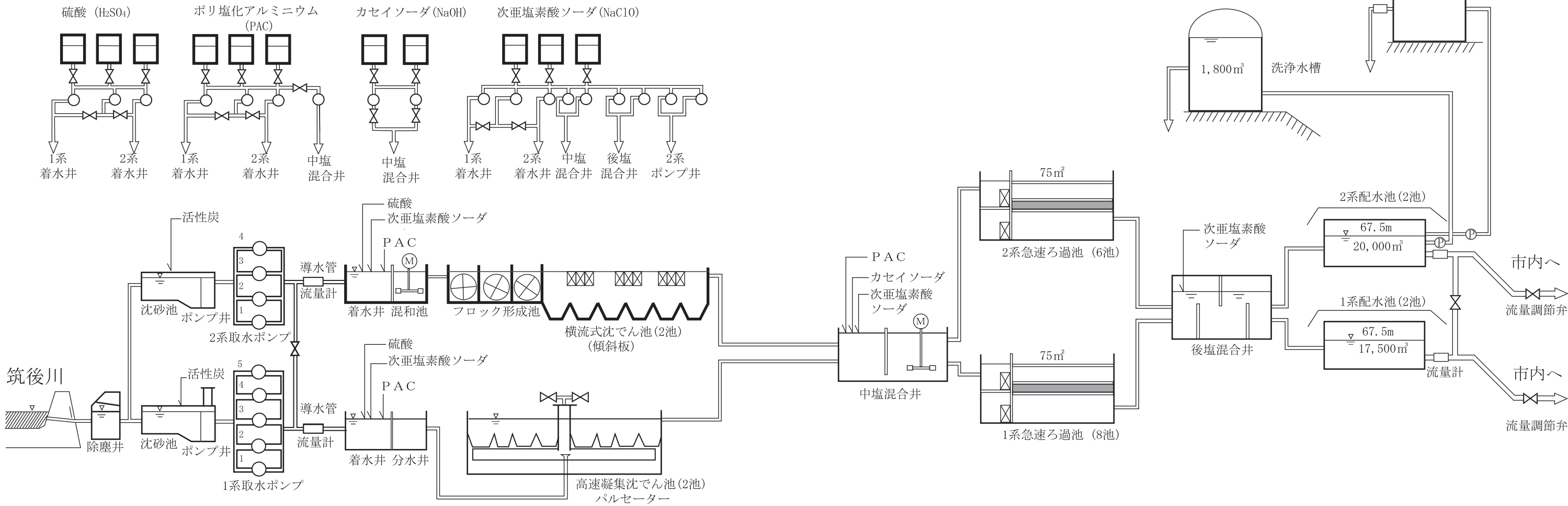
[浄水処理施設]



(2) 排水処理フロー 【別紙③】

別紙 水処理工程図

放光寺浄水場



取水施設

導水施設

浄水施設

送水施設

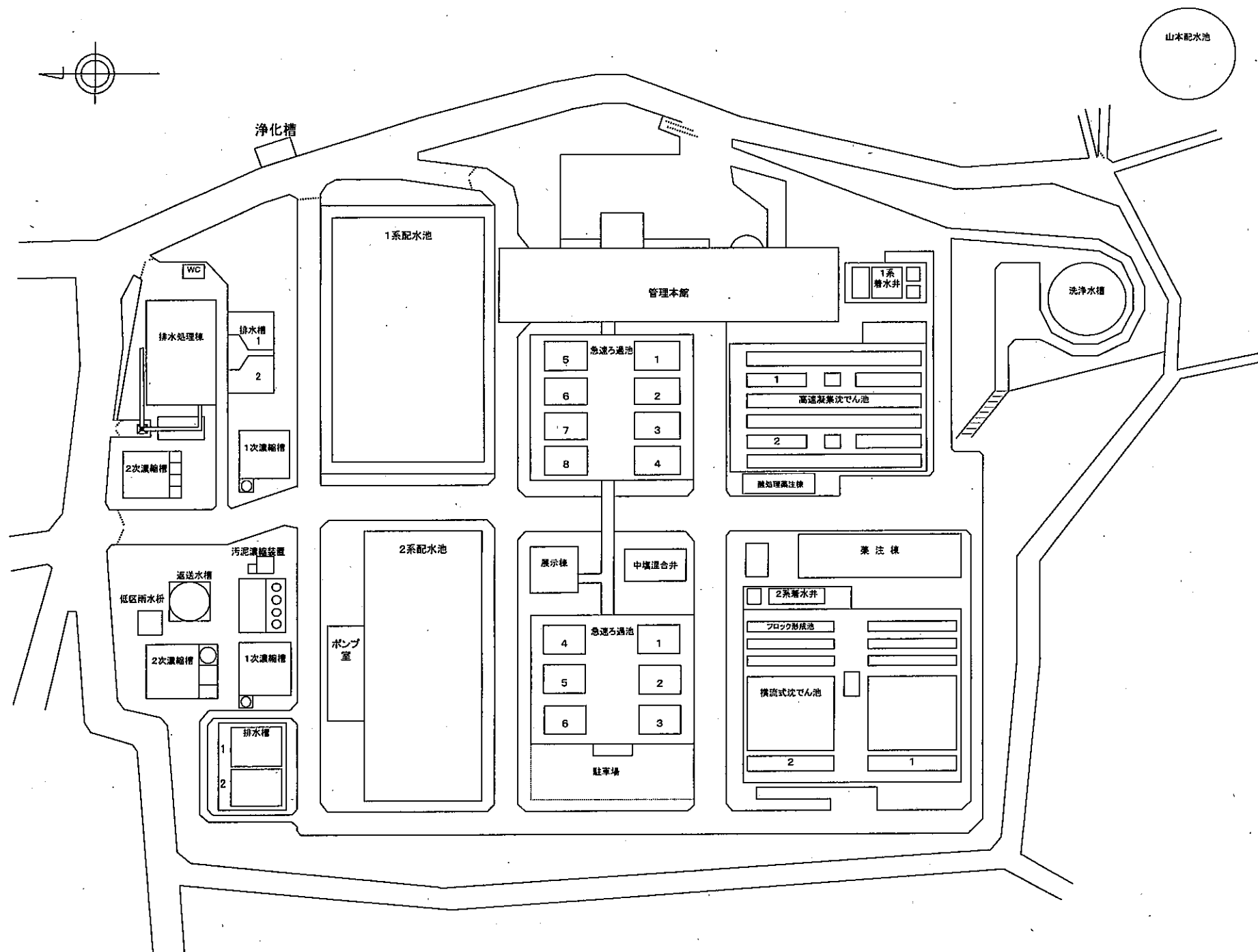
配水施設

筑後川に設置した堤外水路より河川表流水を取水樋管により堤内取水場へ導き、接合井にて1系、2系に分水し各々の沈砂池で河川水に浮遊する小さな砂を沈殿させます。 粉末活性炭を各々のポンプ井に注入し、藻臭やカビ臭等の臭いと有機物や農薬等を除去します。 取水樋管 口径 1,350mm 2条	浮遊するゴミや砂を取り除いた水は各々のポンプ井に導かれ1系、2系ポンプにて各々の導水管を通し約2.5km離れた浄水場へ送ります。 1系 5台 取水ポンプ 220kW (10.98m³/min・台) 2系 4台 取水ポンプ 170kW (9.26m³/min・台) 導水管 口径800mm 2条
--	---

1系、2系着水井各々に送られてくる水量を測定し、原水PHを適正凝集域へ移行させるための酸（硫酸）及び、原水中に含まれる濁質物を除去するための凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）を注入します。薬品注入された水は高速凝集沈でん池と横流式沈でん池で強制的に除濁し中塩混合井に送られます。中塩混合井にて鉄、マンガン等を除去するため塩素剤（次亜塩素酸ソーダ）を注入し1系、2系各急速ろ過池で砂ろ過し、後塩混合井へ集め更に塩素剤で消毒します。 また、中塩混合井にてアルカリ剤（苛性ソーダ）を注入し、浄水PHのコントロールを行っています。	後塩混合井と配水池を直結する施設で自然流下により1系、2系配水池へ送水します。 管径 1,000mm " 1,200mm	飲料水となった水は配水池で需要家へ供給するのに必要な水を調整貯水し自然流下により配水管を通してお客様へ給水されます。
---	---	---

1系・・・第三次拡張事業 2系・・・浄水場改築事業

別紙 放光寺浄水場配置図



別紙 排水処理フロー

1 沈殿池及びろ過池の排水は排水槽から1次濃縮槽で濃縮され排泥槽を経て、2次濃縮槽で濃縮されます。

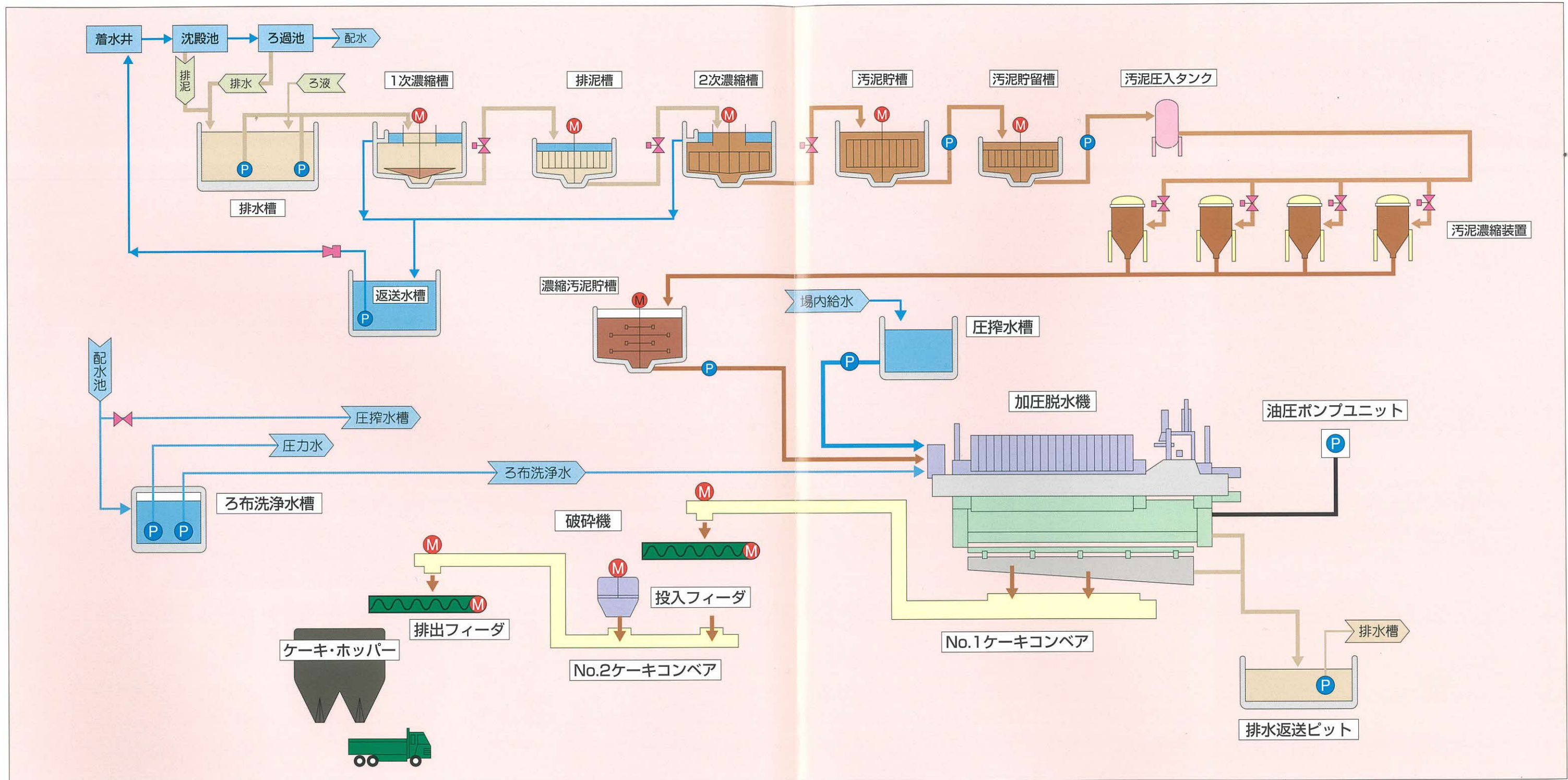
2 汚泥貯槽に貯留された汚泥は汚泥濃縮装置へ圧入され強制濃縮を行います。

3 濃縮された汚泥は加圧脱水機で脱水されます。

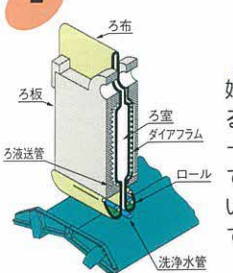
4 加圧脱水では濃縮汚泥をろ布を多重に配置した加圧脱水機で脱水処理しケーキ状に脱水します。その後、破碎機で細かく破碎します。

5 破碎した汚泥はケーキコンベアでケーキホッパーへ送ります。

6 この汚泥はトラックで搬出され、育苗用床土等として有効利用されています。

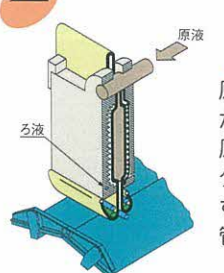


1 閉板工程



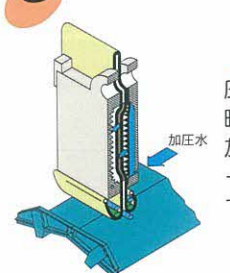
始動スイッチをONにすると電動機が作動し、ローラーチェーンを駆動して各ろ室を閉じた後、短い4本の油圧シリンダーでろ板を締めつけます。

2 圧入工程



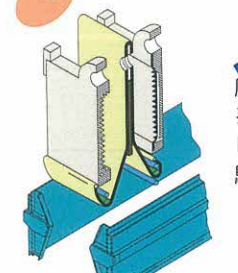
原液をろ板上部の給液口から圧入してろ過します。原液中の固形分は、脱水ケーキとしてろ室に蓄積する一方、ろ液はろ液送管を通して取り出されます。

3 圧搾工程



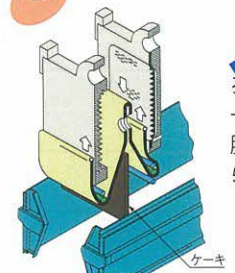
圧入工程が終了すると同時にダイヤフラムの中に加圧水を注入し、脱水ケーキをさらに圧搾脱水して水分を最小にします。

4 開板工程



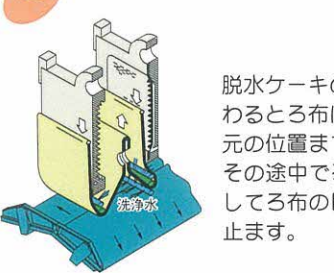
圧搾工程が完了するとろ板の締めつけを解除しローラーチェーンを駆動させる板を開きます。

5 排出工程



ろ板が開くと全ろ布は一斉に下方へ走行します。脱水ケーキは、ろ布から剥離し排出されます。

6 ろ布洗浄工程



脱水ケーキの剥離が終わるとろ布は自動的に元の位置まで戻ります。その途中でろ布を洗浄してろ布の目詰りを防止します。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。